

関係高齢者施設・事業所 管理者 様

愛知県福祉局高齢福祉課長
(公 印 省 略)

愛知県社会福祉施設燃油価格高騰対策支援事業（9月補正予算分）（介護区分）
の実施について（通知）

日頃より本県の高齢福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本県では、昨今の原油・原材料価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している県内事業者向けに、県独自の支援策を講じることとしたところです。

高齢者施設・事業所においては、燃油価格の高騰が、利用者の送迎、介護職員等による利用者宅への訪問等の介護サービスの提供に係る車両の運用に大きな影響を与えている現状を踏まえ、令和4年7月25日付け4高福第1114-1号で通知しました、年度前半分の燃油価格高騰対策支援事業に引き続き、「愛知県社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金（9月補正予算分）（介護区分）」を実施し、年度後半分についても車両燃料費に対し助成を行うこととしました。

については、対象となる施設・事業所からの交付申請を下記のとおり受け付けますので、交付を希望される場合は、期限までに必要書類を提出してください。

記

1 事業概要等

以下は概要を示すものであり、詳細は交付申請マニュアル（介護区分専用）を必ず御確認ください。（※申請マニュアルは県HP（アドレス裏面）からダウンロード。）

（1）事業目的

燃油価格高騰の影響を受けながらも、介護サービスの安定的な提供に取り組む高齢者施設・事業所（以下「事業所等」という。）を支援する。

（2）支援金の対象要件・経費

令和4年10月1日時点において、対象となる事業所等が自ら燃油代を負担し、利用者へのサービス提供のため、以下用務に使用する車両燃料費の高騰分
・利用者の輸送・送迎、介護職員等による利用者の居宅への訪問、利用者の医療機関への通院等

（3）対象となる事業所等

令和4年10月1日時点において、県内に所在する介護保険法等に基づく、通所系事業所、多機能型事業所、短期入所系事業所、訪問系事業所、入所系施設（みなし指定により居宅療養管理指導等を行う病院・診療所、薬局を含む。）

（※ただし、①令和4年4月から9月分の介護報酬請求実績のない事業所等、②福祉用具貸与・販売事業所、③介護保険法上の特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象外となります。）

なお、訪問診療等を実施していても、介護報酬請求実績のない病院・診療所については本支援金（介護区分）の対象外です。医療保険による訪問診療等を行っている場合は、別途医療分の燃油価格高騰対策支援金の対象になる可能性がありますので、その場合は、以下の県担当課へお問い合わせください。

【保健医療局健康医務部医務課 052-954-6274（ダイヤルン）】

(4) 申請方法

申請マニュアルを確認の上、県指定の申請様式に記載し、法人ごとにとりまとめ（※介護区分以外の事業所は別申請）、電子メールにより申請。

※県では、障害区分など他分野でも、同様の補助制度をそれぞれ設けています。

<県 HP アドレス（申請マニュアル、申請様式、質疑応答集掲載）>

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigo-nyenyutaisaku2022-9.html>

(5) 申請受付期間

令和4年10月31日（月）から令和4年12月28日（水）午後5時まで

(6) 支払い予定時期

審査後、申請者指定口座へ、令和5年2月末までの間に支払い予定

2 対象事業所等一覧

| 類型 | サービス種別 (各介護予防サービス含む) | 補助基準額 (定額補助) |
|--------------|---|---|
| 通所系 | 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション | 要件を満たす 自動車1台あたり |
| 多機能型 | 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 | 17,000円 |
| 短期入所系 | 短期入所生活介護、短期入所療養介護 | 要件を満たす |
| 訪問系 | 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、居宅療養管理指導 | 自動車1台あたり 10,000円 |
| 入所施設・ 居住系 | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム | 巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、居宅介護支援は、常勤換算職員数による申請台数制限を設ける。 |
| (備考) | 「通所介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」を、「訪問介護」には同「訪問型サービス」を、「居宅介護支援」には同「介護予防ケアマネジメント」の指定を受けたものを含む。 | |

担 当 介護燃油対策支援チーム

電 話 052-954-6847 <専用番号>

メール kaigo-nyenyu_hr@athuman.com <専用アドレス>